

(28) 銃剣道競技

- 1 期 日 令和2年8月9日(日)
受 付 8:30
開 始 式 9:30
試合開始 10:00

- 2 会 場 鳥取県立武道館
〒683-0853 米子市両三柳3192-14
TEL 0859-24-9300 FAX 0859-24-9311

3 種別及び参加人員

種 別	本大会出場数	監督	選手	参加県数	合 計
少年男子	1	1	3	5	20

4 競技上の規定及び競技方法

(1) 試合・審判規則及び審判員

- ア 銃剣道試合・審判規定及び細則による。
イ 審判員は、各県より選出する。
ウ 審判員は、主審1名、副審2名の3名にて組織する。
エ 審判員は、(公社)全日本銃剣道連盟の指定審判員に限定する。
オ 審判員の服装は、(公社)全日本銃剣道連盟の規定する服装を基準とするが、上衣を脱して半袖シャツとし、審判員記章は、所定の位置に装着するものとする。

(2) 試合方法はリーグ戦で行う。

(3) 試合要領

- ア 試合は、3本勝負、試合時間は5分、延長2分とする。試合時間内に勝負が決しない場合は、判定により勝負を決する。
イ チームの順位は、勝数の多いチームを上位とする。勝数が同数の場合は、勝者数・勝本数の順位で決する。なお同数の場合は、代表者戦により決する。

(4) 選手に事故等が生じた場合

- ア 選手予定者が事故等のため出場できない場合は、相手選手を不戦勝とする。
イ 試合中に事故が生じた場合も上記に準ずるが、事故の原因が相手の故意と認められた場合は、その相手を敗者とする。

(5) 組合せ番号の若いチームに赤布をつける。

(6) 試合中の異議申立は、各チームの監督とする。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

実施要項総則5に定めるもののほか次による。

- (1) 参加県の銃剣道連盟会長及び体育協会会長が代表として認め、選抜したチームであること。
(2) 少年種別に参加する選手は、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに

生まれた者とする。

- (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認銃剣道コーチ1、公認銃剣道コーチ2のいずれかの資格保有者であること。

6 表 彰 実施要項総則6による。

7 参加申込方法 実施要項総則7による。

8 参 加 料 実施要項総則7による。

9 宿泊申込方法 実施要項総則10による。

10 参加上の注意

- (1) 選手の服装は、銃剣道等服装に関する基準2条のとおり、紺及び白色の袴服装とし、段位識別章を着用すること。
- (2) 袴を着用する場合は識別帯は着用せず、異形の用具は使用を禁止する。
- (3) ネームは、黒布に白字とし、指定の位置に確実に縫着すること。また、監督は次による腕章を着装すること。腕章は白布に黒字とする。

ネーム	腕 章
鳥 取 米 子	鳥 取 監 督

- (4) 木銃は「銃剣道教則」別図第2を基準とする長木銃とし、突起部から40cmの位置と、20cmの位置に幅1cmの白線で表示した木銃を使用するものとする。
- (5) 道場における運動靴の使用を禁止する。

11 そ の 他

- (1) 各出場県から（公社）全日本剣道連盟指定審判員2名の支援をお願いする。
- (2) 監督・審判会議

日 時 令和2年8月9日（日）8：50～9：10

会 場 鳥取県立武道館（研修室2）

- (3) 組み合わせ抽選は、開催県の責任において厳正に行う。

- (4) 問い合わせ先

〒683-0004 鳥取県米子市上福原1807-27

鳥取県銃剣道連盟事務局長 相見 勝二

携帯 090-7890-8518TEL FAX 0859-24-9311